

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社みずほ銀行

(501015)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	8
4 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	32
3 【対処すべき課題】	33
4 【経営上の重要な契約等】	33
5 【研究開発活動】	34
第3 【設備の状況】	35
1 【主要な設備の状況】	35
2 【設備の新設、除却等の計画】	35
第4 【提出会社の状況】	36
1 【株式等の状況】	36
(1) 【株式の総数等】	36
【株式の総数】	36
【発行済株式】	37
(2) 【新株予約権等の状況】	46
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	47
(4) 【大株主の状況】	47
(5) 【議決権の状況】	49
【発行済株式】	49
【自己株式等】	49
2 【株価の推移】	50
3 【役員の状況】	50
第5 【経理の状況】	51
1 【中間連結財務諸表等】	52
(1) 【中間連結財務諸表】	52
【中間連結貸借対照表】	52
【中間連結損益計算書】	54
【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】	55

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	57
【事業の種類別セグメント情報】	104
【所在地別セグメント情報】	105
【海外経常収益】	105
(2) 【その他】	108
2 【中間財務諸表等】	109
(1) 【中間財務諸表】	109
【中間貸借対照表】	109
【中間損益計算書】	111
【中間株主資本等変動計算書】	112
(2) 【その他】	135
第6 【提出会社の参考情報】	136
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	137
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月27日
【中間会計期間】	第5期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 杉山 清次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田辺 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田辺 剛
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度中間 連結会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	609,317	627,708	681,018	1,244,009	1,333,972
連結経常利益	百万円	101,646	126,871	237,094	215,642	300,569
連結中間純利益	百万円	43,750	94,023	143,766		
連結当期純利益	百万円				30,608	173,141
連結純資産額	百万円	1,719,295	1,834,452	2,347,374	1,751,065	2,030,514
連結総資産額	百万円	68,658,479	69,088,750	70,085,921	71,019,914	71,224,386
1株当たり純資産額	円	136.15	194,755.01	243,911.38	141,999.43	236,067.31
1株当たり中間純利益	円	11.58	24,771.63	37,199.12		
1株当たり当期純利益	円				5,534.77	35,508.91
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	9.11	19,943.89	32,138.09		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円				4,950.56	29,489.80
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.57	10.58	10.45	10.77	10.28
営業活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	1,745,984	1,972,926	3,528,846	5,996,358	1,893,820
投資活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	2,646,630	1,293,121	3,098,927	5,649,861	470,601
財務活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	18,808	181,660	193,694	53,991	118,413
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	2,448,329	2,906,985	1,603,646		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				3,768,265	2,227,114
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	26,377 [15,956]	25,192 [16,135]	27,376 [17,809]	25,061 [16,162]	26,015 [16,902]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5. 当行は平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

(1) 普通株式1,000株を1株に併合。

(2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。

(3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

前々期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。

		平成16年度中間 連結会計期間
1株当たり純資産額	円	136,157.32
1株当たり中間純利益	円	11,584.20
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	9,111.67

6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	554,576	566,352	601,235	1,132,660	1,168,793
経常利益	百万円	103,242	93,539	209,658	191,411	211,154
中間純利益	百万円	39,297	76,270	125,415		
当期純利益	百万円				22,129	137,060
資本金	百万円	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
発行済株式総数	千株	普通株式 3,776,704 第一回第一種優先株式 14,190 第二回第二種優先株式 43,000 第三回第二種優先株式 43,000 第四回第四種優先株式 64,500 第五回第五種優先株式 85,500 第六回第六種優先株式 71,250 第七回第七種優先株式 71,250 第八回第八種優先株式 18,200 第九回第九種優先株式 18,200 第十回第十三種優先株式 360,000	普通株式 3,833 第二回第二種優先株式 43 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,927 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,776 第一回第一種優先株式 14 第二回第二種優先株式 43 第三回第二種優先株式 43 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,833 第二回第二種優先株式 43 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800
純資産額	百万円	1,793,850	1,887,232	1,933,990	1,820,977	2,019,257
総資産額	百万円	68,195,829	68,347,619	68,678,133	70,501,625	70,003,728
預金残高	百万円	49,827,131	51,509,453	50,834,799	50,989,575	52,368,367
債券残高	百万円	2,476,620	2,211,137	1,817,230	2,346,925	2,016,614
貸出金残高	百万円	34,765,649	33,646,946	34,179,684	34,063,135	34,188,553
有価証券残高	百万円	18,327,129	20,635,650	17,980,397	21,121,490	20,504,122
1株当たり配当額	円	普通株式 - 第一回第一種優先株式 - 第二回第二種優先株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第二回第二種優先株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第一回第一種優先株式 22,500 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第二種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第六回第六種優先株式 11,000 第七回第七種優先株式 8,000 第八回第八種優先株式 17,500 第九回第九種優先株式 5,380 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 24,250 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第二種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第六回第六種優先株式 11,000 第七回第七種優先株式 8,000 第八回第八種優先株式 17,500 第九回第九種優先株式 5,380 第十回第十三種優先株式 16,000

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
単体自己資本比率(国内基準)	%	10.69	10.61	10.36	10.87	10.23
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	17,166 [10,876]	16,240 [10,631]	16,921 [11,770]	16,035 [10,989]	15,621 [11,212]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

(1) 普通株式1,000株を1株に併合。

(2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。

(3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

3. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

- (注) 1. 平成18年10月17日付で、「お客さまサービス部」を支店業務部門から分離いたしました。
2. 平成18年11月27日付で、人事部内に「スタッフマネジメント室」を設置いたしました。
3. 平成18年12月1日付で、「投資運用部」の部名を「市場金融部」に変更いたしました。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記の通りとなります。

銀行業：(株)みずほ銀行、みずほ信用保証(株)

証券業：みずほインベスターズ証券(株)

その他：みずほファクター(株)、ユーシーカード(株)、みずほキャピタル(株)、確定拠出年金サービス(株)、日本抵当証券(株)

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった重要な会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった重要な会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社に該当しないこととなった重要な会社は次のとおりであります。
信用管理サービス株式会社
- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関連会社となった重要な会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社）は次のとおりであります。
（持分法適用関連会社）
その他事業

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
MH Capital Partners ,L.P.	英国領 ケイマン諸島	18,779	金融業務	-	-	-	出資 関係	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	23,378 [17,056]	2,311 [325]	1,687 [428]	27,376 [17,809]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員17,890人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	16,921 [11,770]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は、執行役員29人（取締役兼務者の7人含まず）、嘱託及び臨時従業員11,652人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数は16,018人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

金融経済環境

当中間期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国及び中国経済を中心に堅調に推移しました。日本経済につきましては、企業業績の継続的な改善等を背景に設備投資や個人消費が好調を維持し、景気は堅調に推移しました。物価につきましては、世界的な商品市況上昇等により、国内においても企業物価の上昇が続き、消費者物価もプラス基調で推移しました。これらを受けて、日本銀行は本年7月にゼロ金利を解除しました。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は当中間期前半に円高等を背景に一時下落しましたが、堅調な企業業績等を背景に後半は底堅く推移しました。長期金利につきましては、本年3月の量的緩和政策の解除を受けて一時上昇しましたが、ゼロ金利解除後の追加利上げ観測の後退等から当中間期後半は安定的に推移しました。

金融界においては、不良債権処理等の財務上の課題への対応がほぼ完了し、各金融機関がそれぞれの特色を活かした戦略を展開しております。みずほフィナンシャルグループにおいては、こうした環境変化を踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

当中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

(ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲につきましては、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は37社、持分法適用関連会社は10社であります。

(イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）の連結損益状況

みずほフィナンシャルグループは、事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』に基づき諸施策を展開しており、顧客部門を中心にグループ総合収益力を一層強化して参りました。また、本年7月に公的資金の返済を完了するとともに、11月にはニューヨーク証券取引所への上場を果たしました。これに合わせ、財務報告に係る内部統制の強化等、当グループの更なる飛躍のための経営基盤整備に重点的に取り組んでおります。かかる中、連結中間純利益は前年同期比で537億円増加、5月に公表しました当初予想（3,400億円）比で523億円増加し、3,923億円となりました。

このような背景のもと、当行の連結業績について見ますと、当中間連結会計期間の経常収益は、前年同期比533億円増加し、6,810億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が、有価証券の利回りの改善等により同254億円増加の3,655億円、役員取引等収益が、同87億円増加の1,556億円、特定取引収益が同154億円増加の336億円、その他業務収益が同12億円減少の1,003億円、などとなっております。

一方、経常費用は前年同期比569億円減少の4,439億円となりました。これは、資金調達費用が金利の上昇等により同127億円増加の498億円、その他業務費用が同141億円増加の359億円となった一方で、その他経常費用が与信関係費用の減少等により、同842億円減少の278億円となったこと、などによるものであります。これらにより、連結経常利益は同1,102億円増加の2,370億円となりました。

特別利益は、前年同期比49億円増加の214億円、特別損失は、同5億円減少の149億円となった結果、税金等調整前中間純利益は同1,157億円増加の2,436億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比98億円増加の107億円となり、法人税等調整額は、同557億円増加して789億円、少数株主利益は同4億円増加し101億円となりました。

以上の結果、連結中間純利益は前年同期比497億円増加の1,437億円となりました。

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）の連結貸借対照表

〔資産の部〕

有価証券は前年同期比2兆1,521億円減少の17兆8,198億円、現金預け金が同1兆2,790億円減少の2兆4,325億円となりましたが、買入金銭債権が同1兆3,436億円増加の2兆4,692億円、支払承諾見返が同1兆2,112億円増加の3兆820億円、貸出金が同2,983億円増加の34兆1,292億円となったことなどにより、資産の部合計は同9,971億円増加の70兆859億円となりました。

〔負債の部〕

譲渡性預金は前年同期比1兆2,703億円減少の1兆5,778億円、預金が同4,359億円減少の50兆7,842億円となりましたが、その他負債が同1兆3,595億円増加の4兆1,497億円、支払承諾が同1兆2,112億円増加の3兆820億円となったことなどにより、負債の部合計は同7,828億円増加の67兆7,385億円となりました。

〔純資産の部〕

純資産の部合計は2兆3,473億円、1株当たり純資産は243,911円38銭となりました。

自己資本比率

国内基準による連結自己資本比率は前年同期比0.13ポイント低下し10.45%、単体自己資本比率は同0.25ポイント低下し10.36%となりました。

セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。連結経常利益2,370億円は、銀行業で2,037億円、証券業で252億円、その他事業で82億円（但し、相殺消去額等消去前）の利益を計上したことによるものであります。なお、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン、コールマネー、債券貸借取引支払保証金、債券貸借取引受入担保金等による資金放出、取入等により、前年同期比1兆5,559億円減少の3兆5,288億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に国債など有価証券の保有残高の減少を反映し、同1兆8,058億円増加の3兆989億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、同120億円減少の1,936億円となりました。なお、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、同1兆3,033億円減少の1兆6,036億円となっております。

(1) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で3,135億円、証券業で6億円、その他事業で16億円、相殺消去後で合計3,156億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で842億円、証券業で295億円、その他事業で111億円、相殺消去後で合計1,227億円となりました。特定取引収支は、銀行業で156億円、証券業で170億円、合計327億円となりました。その他業務収支は、銀行業で605億円、証券業で2億円、その他事業で37億円、相殺消去後で合計643億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	301,353	165	1,547	74	302,992
	当中間連結会計期間	313,555	630	1,674	176	315,684
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	337,921	538	2,483	852	340,992
	当中間連結会計期間	362,838	981	2,971	1,207	365,582
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	36,568	372	936	777	37,100
	当中間連結会計期間	49,282	350	1,296	1,031	49,898
役務取引等収支	前中間連結会計期間	103,863	12,534	2,632	783	118,246
	当中間連結会計期間	84,287	29,524	11,169	2,266	122,714
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	130,988	16,115	3,948	4,129	146,922
	当中間連結会計期間	110,816	30,730	17,174	3,083	155,638
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	27,125	3,581	1,315	3,346	28,675
	当中間連結会計期間	26,529	1,206	6,005	817	32,923
特定取引収支	前中間連結会計期間	2,272	15,599			13,327
	当中間連結会計期間	15,668	17,096			32,764
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	2,601	15,602			18,204
	当中間連結会計期間	16,517	17,096			33,613
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	4,874	3			4,877
	当中間連結会計期間	848				848
その他業務収支	前中間連結会計期間	79,705	160	0	22	79,844
	当中間連結会計期間	60,527	223	3,788	154	64,384
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	101,422	160	19	22	101,579
	当中間連結会計期間	93,938	223	6,317	161	100,317
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	21,716		19		21,735
	当中間連結会計期間	33,410		2,529	7	35,932

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2)国内・海外別収支

国内の資金運用収支は3,097億円、海外の資金運用収支は60億円となり、資金運用収支の合計額（相殺消去後）は3,156億円となりました。また、役務取引等収支は1,227億円、特定取引収支は327億円、その他業務収支は643億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	299,418	4,373	799	302,992
	当中間連結会計期間	309,732	6,055	103	315,684
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	340,051	11,043	11,002	340,092
	当中間連結会計期間	365,541	10,911	10,870	365,582
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	40,632	6,670	10,203	37,100
	当中間連結会計期間	55,809	4,856	10,767	49,898
役務取引等収支	前中間連結会計期間	118,347	100		118,246
	当中間連結会計期間	122,773	70	11	122,714
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	147,023		100	146,922
	当中間連結会計期間	155,697		58	155,638
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	28,675	100	100	28,675
	当中間連結会計期間	32,923	70	70	32,923
特定取引収支	前中間連結会計期間	13,327			13,327
	当中間連結会計期間	32,764			32,764
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	18,204			18,204
	当中間連結会計期間	33,613			33,613
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	4,877			4,877
	当中間連結会計期間	848			848
その他業務収支	前中間連結会計期間	79,847	3		79,844
	当中間連結会計期間	64,391	7		64,384
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	101,579			101,579
	当中間連結会計期間	100,317			100,317
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	21,732	3		21,735
	当中間連結会計期間	35,925	7		35,932

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(3)国内・海外別資金運用 / 調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は59兆5,528億円となり、主な内訳として貸出金33兆2,631億円、有価証券18兆8,207億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は7,039億円となりました。また利回りは、国内で1.22%、海外で3.09%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は60兆2,415億円となり、主な内訳として預金で50兆8,086億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は3,916億円となりました。また、利回りは国内で0.18%、海外で2.47%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は59兆5,472億円、利息は3,655億円、利回りは1.22%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は59兆9,292億円、利息は498億円、利回りは0.16%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	58,750,380	340,051	1.15
	当中間連結会計期間	59,552,836	365,541	1.22
うち貸出金	前中間連結会計期間	32,315,004	272,064	1.67
	当中間連結会計期間	33,263,157	272,061	1.63
うち有価証券	前中間連結会計期間	20,903,491	39,603	0.37
	当中間連結会計期間	18,820,750	61,480	0.65
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,996,278	660	0.06
	当中間連結会計期間	2,136,555	2,278	0.21
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	61,008	2	0.00
	当中間連結会計期間	12,730	5	0.08
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,464,532	136	0.01
	当中間連結会計期間	2,082,178	2,005	0.19
うち預け金	前中間連結会計期間	945,673	10,688	2.25
	当中間連結会計期間	890,810	14,066	3.15
資金調達勘定	前中間連結会計期間	61,337,143	40,632	0.13
	当中間連結会計期間	60,241,549	55,809	0.18
うち預金	前中間連結会計期間	49,439,834	13,615	0.05
	当中間連結会計期間	50,808,660	28,525	0.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,228,790	522	0.03
	当中間連結会計期間	2,084,859	1,192	0.11
うち債券	前中間連結会計期間	2,284,572	2,032	0.17
	当中間連結会計期間	1,930,399	1,098	0.11
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,417,423	40	0.00
	当中間連結会計期間	1,519,088	801	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	262,105	1	0.00
	当中間連結会計期間	109,044	69	0.12
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,144,896	5,204	0.48
	当中間連結会計期間	2,053,743	2,340	0.22
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	11,550	3	0.06
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	1,347,600	17,789	2.63
	当中間連結会計期間	1,325,379	18,774	2.82

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	839,484	11,043	2.62
	当中間連結会計期間	703,920	10,911	3.09
うち貸出金	前中間連結会計期間	839,484	11,002	2.61
	当中間連結会計期間	703,920	10,870	3.08
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	578,634	6,670	2.29
	当中間連結会計期間	391,644	4,856	2.47
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	59,589,865	844,485	58,745,379	351,095	11,002	340,092	1.15
	当中間連結会計期間	60,256,757	709,518	59,547,238	376,453	10,870	365,582	1.22
うち貸出金	前中間連結会計期間	33,154,488	839,484	32,315,004	283,066	11,002	272,064	1.67
	当中間連結会計期間	33,967,078	703,920	33,263,157	282,931	10,870	272,061	1.63
うち有価証券	前中間連結会計期間	20,903,491	5,001	20,898,490	39,603		39,603	0.37
	当中間連結会計期間	18,820,750	5,597	18,815,152	61,480	0	61,480	0.65
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,996,278		1,996,278	660		660	0.06
	当中間連結会計期間	2,136,555		2,136,555	2,278		2,278	0.21
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	61,008		61,008	2		2	0.00
	当中間連結会計期間	12,730		12,730	5		5	0.08
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,464,532		1,464,532	136		136	0.01
	当中間連結会計期間	2,082,178		2,082,178	2,005		2,005	0.19
うち預け金	前中間連結会計期間	945,673		945,673	10,688		10,688	2.25
	当中間連結会計期間	890,810		890,810	14,066		14,066	3.15
資金調達勘定	前中間連結会計期間	61,915,777	839,484	61,076,293	47,303	10,203	37,100	0.12
	当中間連結会計期間	60,633,194	703,920	59,929,273	60,665	10,767	49,898	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	49,439,834		49,439,834	13,615		13,615	0.05
	当中間連結会計期間	50,808,660		50,808,660	28,525		28,525	0.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,228,790		3,228,790	522		522	0.03
	当中間連結会計期間	2,084,859		2,084,859	1,192		1,192	0.11
うち債券	前中間連結会計期間	2,284,572		2,284,572	2,032		2,032	0.17
	当中間連結会計期間	1,930,399		1,930,399	1,098		1,098	0.11
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,417,423		2,417,423	40		40	0.00
	当中間連結会計期間	1,519,088		1,519,088	801		801	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	262,105		262,105	1		1	0.00
	当中間連結会計期間	109,044		109,044	69		69	0.12
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,144,896		2,144,896	5,204		5,204	0.48
	当中間連結会計期間	2,053,743		2,053,743	2,340		2,340	0.22
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	11,550		11,550	3		3	0.06
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	1,347,600	839,484	508,116	17,789	10,203	7,586	2.97
	当中間連結会計期間	1,325,379	703,920	621,458	18,774	10,767	8,007	2.57

（注） 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(4) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益はすべて国内で1,556億円となり、主な内訳として為替業務443億円、証券関連業務304億円、預金・債券・貸出業務230億円となりました。また、役務取引等費用は329億円で、そのうち為替業務が119億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	147,023		100	146,922
	当中間連結会計期間	155,697		58	155,638
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	24,677			24,677
	当中間連結会計期間	23,048			23,048
うち為替業務	前中間連結会計期間	45,761			45,761
	当中間連結会計期間	44,348			44,348
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	29,522			29,522
	当中間連結会計期間	30,493			30,493
うち代理業務	前中間連結会計期間	9,162			9,162
	当中間連結会計期間	19,163			19,163
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	3,021			3,021
	当中間連結会計期間	2,889			2,889
うち保証業務	前中間連結会計期間	8,242			8,242
	当中間連結会計期間	9,740			9,740
役務取引等費用	前中間連結会計期間	28,675	100	100	28,675
	当中間連結会計期間	32,923	70	70	32,923
うち為替業務	前中間連結会計期間	11,603			11,603
	当中間連結会計期間	11,983			11,983

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(5) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で336億円となり、主な内訳として商品有価証券収益170億円となりました。また、特定取引費用はすべて国内で8億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	18,204			18,204
	当中間連結会計期間	33,613			33,613
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	17,696			17,696
	当中間連結会計期間	17,074			17,074
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	15,678			15,678
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	508			508
	当中間連結会計期間	860			860
特定取引費用	前中間連結会計期間	4,877			4,877
	当中間連結会計期間	848			848
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	26			26
	当中間連結会計期間	848			848
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	4,850			4,850
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で1兆6,591億円となり、主な内訳として商品有価証券6,182億円、特定金融派生商品3,539億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で5,957億円となり、主な内訳として売付商品債券3,192億円、特定金融派生商品2,763億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	1,417,808			1,417,808
	当中間連結会計期間	1,659,152			1,659,152
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	324,160			324,160
	当中間連結会計期間	618,227			618,227
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	33			33
	当中間連結会計期間	171			171
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	158			158
	当中間連結会計期間	32			32
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	482,946			482,946
	当中間連結会計期間	353,917			353,917
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	610,508			610,508
	当中間連結会計期間	686,803			686,803
特定取引負債	前中間連結会計期間	689,638			689,638
	当中間連結会計期間	595,740			595,740
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	279,929			279,929
	当中間連結会計期間	319,295			319,295
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	72			72
	当中間連結会計期間	118			118
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	84			84
	当中間連結会計期間	2			2
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	409,552			409,552
	当中間連結会計期間	276,324			276,324
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(6)国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	51,220,238			51,220,238
	当中間連結会計期間	50,784,294			50,784,294
うち流動性預金	前中間連結会計期間	31,464,158			31,464,158
	当中間連結会計期間	31,067,528			31,067,528
うち定期性預金	前中間連結会計期間	17,978,655			17,978,655
	当中間連結会計期間	18,177,367			18,177,367
うちその他	前中間連結会計期間	1,777,424			1,777,424
	当中間連結会計期間	1,539,398			1,539,398
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,848,190			2,848,190
	当中間連結会計期間	1,577,830			1,577,830
総合計	前中間連結会計期間	54,068,428			54,068,428
	当中間連結会計期間	52,362,124			52,362,124

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(7)国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	1,458,178		1,458,178
	当中間連結会計期間	1,269,301		1,269,301
割引みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	752,959		752,959
	当中間連結会計期間	547,928		547,928
合計	前中間連結会計期間	2,211,137		2,211,137
	当中間連結会計期間	1,817,230		1,817,230

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券(利子一括払)」を含んでおります。

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	33,830,894	100.00	34,129,221	100.00
製造業	3,491,439	10.32	3,086,329	9.04
農業	40,083	0.12	37,400	0.11
林業	1,239	0.00	1,124	0.00
漁業	2,292	0.01	2,033	0.01
鉱業	13,308	0.04	10,915	0.03
建設業	915,712	2.71	774,747	2.27
電気・ガス・熱供給・水道業	86,529	0.25	84,820	0.25
情報通信業	422,201	1.25	388,176	1.14
運輸業	984,310	2.91	936,287	2.74
卸売・小売業	4,806,285	14.21	4,178,217	12.24
金融・保険業	1,425,973	4.21	2,155,282	6.32
不動産業	3,830,406	11.32	3,587,012	10.51
各種サービス業	3,926,592	11.61	3,507,515	10.28
地方公共団体	269,264	0.79	274,155	0.80
政府等	2,560,172	7.57	3,693,770	10.82
その他	11,055,086	32.68	11,411,436	33.44
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	33,830,894		34,129,221	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

[次へ](#)

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成17年9月30日	インドネシア	644
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）
平成18年9月30日	インドネシア	700
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(9) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	15,920,413		15,920,413
	当中間連結会計期間	13,145,014		13,145,014
地方債	前中間連結会計期間	122,222		122,222
	当中間連結会計期間	117,034		117,034
社債	前中間連結会計期間	1,618,016		1,618,016
	当中間連結会計期間	2,058,882		2,058,882
株式	前中間連結会計期間	1,215,799		1,215,799
	当中間連結会計期間	1,500,732		1,500,732
その他の証券	前中間連結会計期間	1,095,512		1,095,512
	当中間連結会計期間	998,178		998,178
合計	前中間連結会計期間	19,971,965		19,971,965
	当中間連結会計期間	17,819,842		17,819,842

- （注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2．「海外」とは、海外連結子会社であります。
3．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体+再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては、前中間会計期間には、株式会社みずほ銀行の計数に株式会社みずほプロジェクトの計数を単純合算したものを記載しております。

1. 損益の概要(単体+再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	464,195	477,056	12,861
経費(除く臨時処理分)	258,489	260,413	1,923
人件費	70,069	68,001	2,067
物件費	172,255	176,436	4,180
税金	16,164	15,975	189
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	205,705	216,642	10,937
一般貸倒引当金純繰入額	283	-	283
業務純益	205,989	216,642	10,653
うち国債等債券損益	1,860	13,877	12,017
臨時損益	116,967	6,984	109,982
株式関係損益	6,878	2,202	4,676
不良債権処理額	38,303	9,075	29,228
その他	85,542	112	85,430
経常利益	89,021	209,658	120,636
特別損益	6,950	200	7,151
うち固定資産処分損益	433	1,732	2,166
うち減損損失	9,846	2,338	7,508
うち貸倒引当金純取崩額等	11,298	3,806	7,492
うち投資損失引当金純取崩額	4,927	-	4,927
税引前中間純利益	95,972	209,457	113,485
法人税、住民税及び事業税	283	260	23
法人税等調整額	23,937	83,781	59,844
中間純利益	71,751	125,415	53,664

与信関係費用	+ +	26,721	5,268	21,452
--------	-----	--------	-------	--------

(参考) 与信関係費用の内訳

一般貸倒引当金純繰入額	8,523	5,074	3,449
貸出金償却	30,855	8,759	22,096
個別貸倒引当金純繰入額	1,156	1,284	127
特定海外債権引当勘定純繰入額	1	16	17
その他債権売却損等	3,231	316	2,915
合計	26,721	5,268	21,452

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
 2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)
 6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)
 7. 投資損失引当金が取崩超の場合、投資損失引当金純取崩額を特別利益として計上しており、国債等債券損益・株式関係損益に投資損失引当金純繰入額は含まれておりません。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
（1）資金運用利回	1.03	1.11	0.08
（イ）貸出金利回	1.57	1.53	0.04
（ロ）有価証券利回	0.27	0.58	0.30
（2）資金調達原価（含む経費）	0.86	0.93	0.06
（イ）預金債券等原価（含む経費）	0.92	0.97	0.04
預金債券等利回	0.02	0.06	0.03
（ロ）外部負債利回	0.24	0.46	0.22
（3）総資金利鞘	-	0.18	0.01
（4）預貸金利鞘	-	0.55	0.09
（5）預貸金利回差	-	1.47	0.07

（注）1. 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

2. 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。

3. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + 借入金

3. 自己資本利益率（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	57.6	46.3	11.2
業務純益ベース	57.6	46.3	11.2
当期純利益ベース	21.4	26.8	5.3

（注）

当期純利益等（1） - 普通株主に帰属しない金額（2）

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益等 (1) - 普通株主に帰属しない金額 (2)}}{\{ (\text{期首株主資本および評価・換算差額等 (3) - 期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本および評価・換算差額等 (3) - 期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2} \times 100$$

（1）中間純利益等 × 365日 / 183日

（2）利益処分による優先配当額等

（3）当中間会計期間末以外は、旧資本の部を使用（自己株式等を除く）

4. 預金・債券・貸出金の状況

(1) 預金・債券・貸出金の残高（単体）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	51,509,453	50,834,799	674,654
預金（平残）	49,725,262	50,862,204	1,136,942
債券（未残）	2,211,137	1,817,230	393,907
債券（平残）	2,284,572	1,930,399	354,173
貸出金（未残）	33,646,946	34,179,684	532,737
貸出金（平残）	32,131,368	33,317,243	1,185,874

(2)個人・法人別預金残高(単体・国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	29,529,183	29,991,673	462,490
一般法人	18,662,178	18,247,652	414,526
金融機関・政府公金	3,290,721	2,550,435	740,286
合計	51,482,083	50,789,761	692,322

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3)消費者ローン残高(単体+再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	11,309,337	11,581,255	271,918
うち住宅ローン残高	10,399,312	10,568,608	169,296
うち居住用住宅ローン残高	8,782,982	9,137,128	354,146
うちその他ローン残高	910,025	1,012,647	102,622

(4)中小企業等貸出金(単体+再生専門子会社)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	77.6	75.6	1.9
中小企業等貸出金残高	百万円	26,283,037	25,867,773	415,264

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食店は50人)以下の会社及び個人であります。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	762,345	762,345
	利益剰余金	182,524	297,712
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	22
	新株予約権	-	-
	連結子会社の少数株主持分	286,890	351,506
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	246,707	297,635
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		2,061,542
繰延税金資産の控除金額()(注2)		-	
計 (A)	1,881,761	2,061,542	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	111,627	94,137
	一般貸倒引当金	258,608	259,094
	負債性資本調達手段等	1,194,580	1,166,405
	うち永久劣後債務(注4)	404,860	468,385
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	789,720	698,020
	計	1,564,817	1,519,637
うち自己資本への算入額 (B)	1,504,143	1,469,418	
控除項目	控除項目(注6) (C)	32,532	37,021
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	3,353,372	3,493,939
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	29,683,189	31,246,900
	オフ・バランス取引項目	1,986,401	2,173,269
	計 (E)	31,669,591	33,420,169
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.58	10.45

(注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 平成18年9月30日における当行の「繰延税金資産の純額に相当する額」は327,060百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は824,617百万円であります。

3. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

5. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

6. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	762,345	762,345
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	その他利益剰余金	-	272,862
	任意積立金	-	-
	中間未処分利益	236,917	-
	その他	246,801	297,786
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	-	1,982,995
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	1,896,064	1,982,995	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注3）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	111,627	94,137
	一般貸倒引当金	214,109	222,586
	負債性資本調達手段等	1,194,580	1,166,405
	うち永久劣後債務（注4）	404,860	468,385
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	789,720	698,020
	計	1,520,317	1,483,129
	うち自己資本への算入額（B）	1,504,560	1,466,717
控除項目	控除項目（注6）（C）	30,260	31,502
自己資本額	（A）+（B）-（C）（D）	3,370,364	3,418,210
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	29,796,985	30,865,966
	オフ・バランス取引項目	1,939,335	2,121,935
	計（E）	31,736,320	32,987,901
単体自己資本比率（国内基準）= D / E × 100（%）		10.61	10.36

- （注）1．当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2．平成18年9月30日における当行の「繰延税金資産に相当する額」は334,297百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は793,198百万円であります。
- 3．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 4．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
- （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- （4）利払い義務の延期が認められるものであること
- 5．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
- 6．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「M P C A」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M P C A優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「M P C E」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M P C E優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年2月14日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がM P C Aに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がM P C Aに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がM P C Aに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がM P C Eに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がM P C Eに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がM P C Eに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。

分配可能額制限	当行がMPCAに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。	当行がMPC Eに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPC E優先出資証券への配当も同じ割合で減額される
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

（注）1．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．可処分分配可能額

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の分配可能額から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCA（MPC Eの欄についてはMPC E）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4．分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6．パリティ優先出資証券

MPCA（MPC EについてはMPC E）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券（MPC Eについては本MPC E優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。（たとえば、MPCAのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCAから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

発行体	MHBK Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「B K C I (U S D) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本B K C I (U S D) 1 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	432百万米ドル
払込日	平成18年3月13日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度の翌会計年度中の配当日においては、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。
配当制限	本B K C I (U S D) 1 優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する其他証券の配当合計金額が、当行の分配可能額を超えてはならない。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格

(注)7. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本B K C I (U S D) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

前年度の分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本B K C I (U S D) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

前年度の分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当日までに支払われた本B K C I (U S D) 1 優先出資証券および6月の本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本B K C I (U S D) 1 優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定額(単体+再生専門子会社)

債権の区分	平成17年9月30日
	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	998
危険債権	3,681
要管理債権	2,387
正常債権	351,112

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

資産の査定額(単体)

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	913	901
危険債権	2,776	2,331
要管理債権	2,271	2,132
正常債権	350,141	368,363

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

みずほフィナンシャルグループ（以下、当グループ）は、平成17年4月に策定した事業戦略

『“Channel to Discovery” Plan』の基本コンセプトであるお客さまの支持獲得のために、同プランの着実な推進を通じて、本格的な収益増強と安定的な財務基盤を実現すると同時に、内部管理態勢の一層の強化を通じて、より強固な経営体制の構築を目指してまいります。

[ビジネスポートフォリオ戦略]

当行は、個人マーケットにおきましては、更なる収益力強化を進めるべく、コンサルティングビジネスや個人ローン分野において、営業体制の強化や新商品開発等に取り組むほか、「みずほマイレージクラブ」につきましては、休業態との提携拡大等により商品性向上に取り組んでまいります。また、個人のお客さま向けサービスに特化した新型店舗の展開等を通じて、さまざまなニーズにお応えするネットワークを構築してまいります。さらに、ATM取引における生体認証（指静脈認証）の導入などセキュリティ対策を一層強化してまいります。

一方、中堅・中小企業マーケットにおきましては、ソリューションビジネス推進による非金利収益増強を進めるとともに、専任スタッフによる新規貸出強化等により優良貸出資産を積極的に積み上げてまいります。

こうした取引拡大・充実を通じて、お客さまとの長期的な信頼関係を構築し、安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

[コーポレートマネジメント戦略]

コーポレートマネジメント戦略といたしましては、当グループは平成18年11月8日に実施致しましたニューヨーク証券取引所への上場に加え、社会的責任活動の推進及びブランド戦略強化に引き続き取り組んでまいります。

ニューヨーク証券取引所への上場につきましては、コーポレートガバナンスの透明性確保と投資家の皆さまからの信頼を高めるために、日本基準での開示に加え、国際標準の一つとされる米国会計基準に則した情報開示を行う体制を整えるとともに、国際的に最も厳格な米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の構築を進めてまいりました。今後とも開示体制及び内部統制の一層の強化に取り組んでまいります。

CSR（企業の社会的責任）の推進につきましては、社会と共生して発展していくための重要なテーマとして、環境への取組、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一的な取組の推進、の五つに重点的に取り組んでまいります。特に、金融教育の支援につきましては、幅広く初等・中等・高等教育において適切な貢献を行ってまいります。具体的には、初等・中等教育に関する東京学芸大学との共同研究を進め、広く社会にこの成果を還元していくとともに、大学への金融関連寄付講座・講義の設置を通じて、高等教育分野における支援を実施してまいります。そして、これまで以上にさまざまな面でお客さまや株主の皆さまをはじめ地域社会、取引企業、行政などステークホルダーの皆さまとの対話を行い、当グループの経営資源をフルに活用し、社会・環境を含む分野横断的な問題の解決に向けたソリューションを提供してまいります。

ブランド戦略強化につきましては、ブランドスローガン『Channel to Discovery』の更なる浸透を図りつつ、当グループ全役員が「躍動的な、オープンな、先見性のある」という当グループの強みと課題を表した三つのキーワードを共有・実践することで、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指してまいります。

さらに、当グループは、情報管理の重要性の高まりに対応して整備した関連規程や担当組織等のグループ経営管理体制により、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行における情報セキュリティ管理に係る外部認証取得も踏まえ、情報管理態勢の強化を一層推進してまいります。加えて、内部管理態勢の更なる強化の一環として、グループ役員を挙げて法令遵守を徹底、強化する体制の整備や、情報開示に関する内部統制の強化を図ってまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、『“Channel to Discovery” Plan』を着実に推進し、競争力・収益力の強化を図ると同時に、社会的責任と公共的使命を果たすことにより、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,919,999
第二種優先株式	5,683
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第六種優先株式	71,250
第七種優先株式	71,250
第八種優先株式	18,200
第九種優先株式	18,200
第十三種優先株式	3,000,000
計	13,254,582

(注) 1. 当行定款に「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。」と定めております。

2. 当中間会計期間中、「発行可能株式総数」の合計は、以下のとおり43,000株減少し、13,254,582株になりました。

平成18年8月1日に第二回第二種優先株式43,000株を一斉取得し、それと引換えに普通株式93,937株を交付いたしました。さらに取得した第二回第二種優先株式43,000株を同日消却いたしました。

これにより第二種優先株式の「発行可能株式総数」は43,000株減少し、5,683株になりました。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月27日) (注)1	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,927,401	同左		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第三回第二種優先株式	5,683	同左		(注)2
第四回第四種優先株式	64,500	同左		(注)3
第五回第五種優先株式	85,500	同左		(注)4
第六回第六種優先株式	71,250	同左		(注)5
第七回第七種優先株式	71,250	同左		(注)6
第八回第八種優先株式	18,200	同左		(注)7
第九回第九種優先株式	18,200	同左		(注)8
第十回第十三種優先株式	1,800,000	同左		(注)9
計	6,061,984	同左		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの第三回第二種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式の取得並びにこれらと引換えに行われた普通株式の交付による株式数の変動は含まれておりません。

2. 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万4,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得比率

当初取得比率は、3.060とする。

取得比率の修正

当初取得比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される取得比率に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とする。

取得比率の調整

取得比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

また、取得比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数}}{\text{1株当たり時価}} \times \text{取得比率}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成20年7月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合、分割または株式無償割当てが行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合、分割または株式無償割当て後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

3. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降は、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

5. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降平成18年9月30日までは、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得価額

当初取得価額は、97万4,200円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(5) 優先株式の一斉取得

平成23年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(8) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

6. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得価額

当初取得価額は、54万円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の70%に相当する金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

7. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、98万3,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

8. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、98万3,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

9. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成18年8月1日 (注)	50,937	6,061,984		650,000,000		762,345,829

(注) 平成18年8月1日に第二回第二種優先株式43,000株を一斉取得し、それと引換えに普通株式93,937株を交付いたしました。さらに取得した第二回第二種優先株式43,000株を同日消却いたしました。これにより発行済株式総数は50,937株増加しました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,927,401	100.00
計		3,927,401	100.00

第三回第二種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,683	100.00
計		5,683	100.00

第四回第四種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第五回第五種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第六回第六種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第七回第七種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第八回第八種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第九回第九種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第十回第十三種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,800,000	100.00
計		1,800,000	100.00

(5) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,134,583		各種類の株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注) 2～9に記載のとおりであります。
第三回第二種優先株式	5,683		
第四回第四種優先株式	64,500		
第五回第五種優先株式	85,500		
第六回第六種優先株式	71,250		
第七回第七種優先株式	71,250		
第八回第八種優先株式	18,200		
第九回第九種優先株式	18,200		
第十回第十三種優先株式	1,800,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,927,401	3,927,401	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
端株			
発行済株式総数	6,061,984		
総株主の議決権		3,927,401	

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当中間連結会計期間（平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4. 前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		3,711,592	5.37	2,432,558	3.47	3,242,617	4.55
コールローン及び買入手形		2,420,000	3.50	2,030,000	2.90	2,306,500	3.24
買現先勘定		7,899	0.01	5,891	0.01	5,999	0.01
債券貸借取引支払保証金		2,074,182	3.00	2,771,209	3.95	2,350,402	3.30
買入金銭債権		1,125,665	1.63	2,469,277	3.52	2,021,892	2.84
特定取引資産	2,8	1,417,808	2.05	1,659,152	2.37	891,302	1.25
金銭の信託		19,241	0.03	16,663	0.02	22,584	0.03
有価証券	1,2,8	19,971,965	28.91	17,819,842	25.43	20,338,883	28.56
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	33,830,894	48.97	34,129,221	48.70	34,130,843	47.92
外国為替	7	123,564	0.18	131,474	0.19	128,504	0.18
その他資産	8,10	1,729,729	2.50	2,839,962	4.05	2,065,210	2.90
動産不動産	8,11 12,13	764,692	1.11	-	-	742,942	1.04
有形固定資産	11, 12,13	-	-	618,614	0.88	-	-
無形固定資産		-	-	126,692	0.18	-	-
債券繰延資産		268	0.00	57	0.00	277	0.00
繰延税金資産		516,330	0.75	342,539	0.49	373,686	0.53
支払承諾見返	16	1,870,758	2.71	3,082,047	4.40	3,014,626	4.23
貸倒引当金		495,494	0.72	389,163	0.56	411,790	0.58
投資損失引当金		348	0.00	121	0.00	94	0.00
資産の部合計		69,088,750	100.00	70,085,921	100.00	71,224,386	100.00
(負債の部)							
預金	8	51,220,238	74.14	50,784,294	72.46	52,304,807	73.44
譲渡性預金		2,848,190	4.12	1,577,830	2.25	1,937,580	2.72
債券		2,211,137	3.20	1,817,230	2.59	2,016,614	2.83
コールマネー及び売渡手形	8	2,229,600	3.23	1,632,300	2.33	1,673,800	2.35
売現先勘定	8	189,344	0.27	256,679	0.37	492,468	0.69
債券貸借取引受入担保金	8	1,493,395	2.16	1,812,481	2.59	2,731,941	3.84
コマーシャル・ペーパー		11,100	0.02	-	-	-	-
特定取引負債		689,638	1.00	595,740	0.85	585,177	0.82
借入金	8,14	509,035	0.74	1,097,718	1.57	538,216	0.76
外国為替		19,316	0.03	15,598	0.02	19,949	0.03
短期社債		-	-	44,783	0.07	29,000	0.04
社債	15	752,453	1.09	748,967	1.07	761,421	1.07
その他負債	8	2,790,110	4.04	4,149,700	5.92	2,559,815	3.60
賞与引当金		8,631	0.01	9,578	0.01	9,349	0.01
退職給付引当金		8,435	0.01	9,505	0.01	9,593	0.01
ポイント引当金		255	0.00	1,250	0.00	629	0.00
特別法上の引当金		565	0.00	651	0.00	652	0.00
繰延税金負債		2,762	0.00	15,479	0.02	21,064	0.03
再評価に係る繰延税金負債	11	100,713	0.14	86,707	0.12	93,304	0.13
支払承諾	16	1,870,758	2.71	3,082,047	4.40	3,014,626	4.23
負債の部合計		66,955,680	96.91	67,738,547	96.65	68,800,011	96.60
(少数株主持分)							
少数株主持分		298,617	0.43	-	-	393,860	0.55

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		650,000	0.94	-	-	650,000	0.91
資本剰余金		762,345	1.10	-	-	762,345	1.07
利益剰余金		182,525	0.27	-	-	275,065	0.39
土地再評価差額金		147,348	0.21	-	-	132,028	0.18
その他有価証券評価差額金		92,232	0.14	-	-	211,075	0.30
資本の部合計		1,834,452	2.66	-	-	2,030,514	2.85
負債、少数株主持分及び資本の部合計		69,088,750	100.00	-	-	71,224,386	100.00
(純資産の部)							
資本金		-	-	650,000	0.93	-	-
資本剰余金		-	-	762,345	1.09	-	-
利益剰余金		-	-	297,719	0.42	-	-
株主資本合計		-	-	1,710,065	2.44	-	-
その他有価証券評価差額金		-	-	194,735	0.28	-	-
繰延ヘッジ損益		-	-	67,459	0.10	-	-
土地再評価差額金		-	-	122,486	0.18	-	-
為替換算調整勘定		-	-	22	0.00	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	249,738	0.36	-	-
少数株主持分		-	-	387,570	0.55	-	-
純資産の部合計		-	-	2,347,374	3.35	-	-
負債及び純資産の部合計		-	-	70,085,921	100.00	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		627,708	100.00	681,018	100.00	1,333,972	100.00
資金運用収益		340,092		365,582		691,936	
(うち貸出金利息)		(272,064)		(272,061)		(535,524)	
(うち有価証券利息配当 金)		(39,603)		(61,480)		(94,929)	
役務取引等収益		146,922		155,638		324,457	
特定取引収益		18,204		33,613		44,562	
その他業務収益		101,579		100,317		219,681	
その他経常収益	1	20,909		25,865		53,333	
経常費用		500,837	79.79	443,923	65.19	1,033,402	77.47
資金調達費用		37,100		49,898		78,036	
(うち預金利息)		(13,615)		(28,525)		(29,947)	
(うち債券利息)		(2,032)		(1,098)		(3,372)	
役務取引等費用		28,675		32,923		53,602	
特定取引費用		4,877		848		6,674	
その他業務費用		21,735		35,932		127,416	
営業経費		296,362		296,475		604,404	
その他経常費用	2	112,086		27,843		163,267	
経常利益		126,871	20.21	237,094	34.81	300,569	22.53
特別利益	3	16,510	2.63	21,495	3.16	39,301	2.95
特別損失	4,5	15,481	2.46	14,938	2.19	53,467	4.01
税金等調整前中間(当期)純 利益		127,899	20.38	243,652	35.78	286,403	21.47
法人税、住民税及び事業税		902	0.15	10,777	1.58	11,230	0.84
法人税等調整額		23,248	3.70	78,964	11.60	78,061	5.85
少数株主利益		9,724	1.55	10,144	1.49	23,969	1.80
中間(当期)純利益		94,023	14.98	143,766	21.11	173,141	12.98

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】
 (中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		762,345	762,345
資本剰余金中間期末(期末)残高		762,345	762,345
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		160,326	160,326
利益剰余金増加高		101,902	194,442
中間(当期)純利益		94,023	173,141
土地再評価差額金取崩による利益 剰余金増加高		7,879	21,301
利益剰余金減少高		79,703	79,703
配当金		9,705	9,705
自己株式消却額		69,998	69,998
利益剰余金中間期末(期末)残高		182,525	275,065

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	650,000	762,345	275,065	-	1,687,411
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	-	-	130,625	-	130,625
役員賞与(注)	-	-	29	-	29
中間純利益	-	-	143,766	-	143,766
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	9,542	-	9,542
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	22,653	-	22,653
平成18年9月30日残高(百万円)	650,000	762,345	297,719	-	1,710,065

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	211,075	-	132,028	-	343,103	393,860	2,424,375
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	130,625
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	-	29
中間純利益	-	-	-	-	-	-	143,766
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	9,542
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	16,339	67,459	9,542	22	93,365	6,289	99,654
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	16,339	67,459	9,542	22	93,365	6,289	77,000
平成18年9月30日残高(百万円)	194,735	67,459	122,486	22	249,738	387,570	2,347,374

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシ ュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純 利益		127,899	243,652	286,403
減価償却費		32,613	34,653	70,115
減損損失		9,848	2,338	14,511
連結調整勘定償却額		-	-	3,903
持分法による投資損益()		418	426	643
貸倒引当金の増加額		42,058	22,627	126,204
投資損失引当金の増加額		132	27	140
賞与引当金の増加額		122	229	103
退職給付引当金の増加額		463	88	645
資金運用収益		340,092	365,582	691,936
資金調達費用		37,100	49,898	78,036
有価証券関係損益()		46,291	5,304	121,941
金銭の信託の運用損益()		9	15	26
為替差損益()		9,912	2,533	44,425
動産不動産処分損益()		412	-	3,038
固定資産処分損益()		-	1,880	-
特定取引資産の純増()減		383,165	767,850	143,340
特定取引負債の純増減()		50,475	10,563	154,936
貸出金の純増()減		415,397	1,621	84,980
預金の純増減()		512,303	1,520,513	1,612,346
譲渡性預金の純増減()		2,316,060	359,750	3,226,670
債券の純増減()		135,788	199,384	330,311
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		20,389	597,187	903
預け金(中央銀行預け金を除 く)の純増()減		329,742	186,590	124,309
コールローン等の純増() 減		442,815	170,776	1,223,642
債券貸借取引支払保証金の純 増()減		642,496	420,806	366,276
コールマネー等の純増減 ()		98,888	277,288	153,787
コマーシャル・ペーパーの純 増減()		900	-	12,000
債券貸借取引受入担保金の純 増減()		690,945	919,459	547,600
外国為替(資産)の純増 ()減		2,616	2,970	2,323
外国為替(負債)の純増減 ()		117	4,350	515
短期社債(負債)の純増減()		-	15,783	29,000
資金運用による収入		354,320	359,978	713,030
資金調達による支出		44,767	47,919	91,155
役員賞与の支払額		-	70	-
その他		101,599	55,891	16,433
小計		1,970,860	3,516,810	1,890,613
法人税等の支払額		2,066	12,036	3,206
営業活動によるキャッシュ・ フロー		1,972,926	3,528,846	1,893,820

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
投資活動によるキャッシ ュ・フロー				
有価証券の取得による支出		18,878,913	13,196,245	33,173,479
有価証券の売却による収入		5,296,168	5,990,157	8,327,853
有価証券の償還による収入		14,867,915	10,317,245	25,314,539
金銭の信託の増加による支出		83	21,092	27,420
金銭の信託の減少による収入		11	27,019	24,005
動産不動産の取得による支出		7,995	-	38,190
有形固定資産の取得による支 出		-	16,447	-
無形固定資産の取得による支 出		-	19,798	-
動産不動産の売却による収入		16,018	-	59,852
有形固定資産の売却による収 入		-	18,089	-
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出		-	-	16,559
投資活動によるキャッシュ・ フロー		1,293,121	3,098,927	470,601
財務活動によるキャッシ ュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		44,000	18,000	89,000
劣後特約付借入金返済による 支出		84,000	56,000	125,000
劣後特約付社債の発行による 収入		81,800	103,900	152,300
劣後特約付社債の償還による 支出		135,200	116,400	197,200
配当金支払額		9,705	130,625	9,705
少数株主への配当金支払額		8,556	12,569	8,556
少数株主からの払込みによる 収入		-	-	50,747
自己株式の取得による支出		69,998	-	69,998
財務活動によるキャッシュ・ フロー		181,660	193,694	118,413
現金及び現金同等物に係る 換算差額		185	146	481
現金及び現金同等物の増加 額		861,280	623,467	1,541,151
現金及び現金同等物の期首 残高		3,768,265	2,227,114	3,768,265
連結除外に伴う現金及び現 金同等物の減少額		-	0	-
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末) 残高	1	2,906,985	1,603,646	2,227,114

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 25社</p> <p>主要な会社名 みずほインベスターズ証券株式会社 株式会社みずほプロジェクト みずほ信用保証株式会社 みずほファクター株式会社</p> <p>なお、株式会社年金住宅サービスセンターはみずほクレジット株式会社との合併により連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社 37社</p> <p>主要な会社名 みずほインベスターズ証券株式会社 みずほ信用保証株式会社 みずほファクター株式会社 ユーシーカード株式会社 みずほキャピタル株式会社</p> <p>なお、信用管理サービス株式会社は清算により連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社 38社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、ユーシーカード株式会社、みずほキャピタル株式会社他12社は議決権の取得、持分の増加等により当連結会計年度から連結しております。また、株式会社みずほプロジェクト、株式会社年金住宅サービスセンターは合併により除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 7社</p> <p>主要な会社名 株式会社みずほアドバイザリー 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社</p> <p>なお、みずほマネジメントアドバイザリー株式会社は設立により持分法を適用しております。また、株式会社ティー・ヴィー・シーファイナンスは清算により持分法適用の対象から除外しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>持分法適用の関連会社 10社</p> <p>主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社</p> <p>なお、MH Capital Partners ,L.P.は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日）を適用したことに伴い、当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 9社</p> <p>主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社</p> <p>なお、みずほマネジメントアドバイザリー株式会社他4社は設立等により持分法を適用しております。また、株式会社ティー・ヴィー・シーファイナンス、株式会社みずほアドバイザリー他1社は清算等により持分法適用の対象から除外しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 株式会社みずほアドバイザリー</p> <p>持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>6月末日</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>20社</td> </tr> <tr> <td>12月最終営業日の前日</td> <td>2社</td> </tr> </table> <p>(2) 12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月末日	3社	9月末日	20社	12月最終営業日の前日	2社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>6月末日</td> <td>11社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>23社</td> </tr> <tr> <td>12月最終営業日の前日</td> <td>3社</td> </tr> </table> <p>(2) 同左</p>	6月末日	11社	9月末日	23社	12月最終営業日の前日	3社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>12月末日</td> <td>11社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>24社</td> </tr> <tr> <td>6月最終営業日の前日</td> <td>3社</td> </tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	12月末日	11社	3月末日	24社	6月最終営業日の前日	3社
6月末日	3社																				
9月末日	20社																				
12月最終営業日の前日	2社																				
6月末日	11社																				
9月末日	23社																				
12月最終営業日の前日	3社																				
12月末日	11社																				
3月末日	24社																				
6月最終営業日の前日	3社																				

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 会計処理 基準に関する 事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産 当行の動産不動産の減価償却の方法は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産 当行の動産不動産の減価償却の方法は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 (会計方針の変更) 割引債券の債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりますが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。</p> <p>(口)社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>債券発行費用 (会計方針の変更)</p> <p>債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(口)社債発行費 同左</p>	<p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。</p> <p>(口)社債発行費 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先及び注記事項(中間連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は304,731百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は435,415百万円であります。</p>		<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は341,777百万円であります。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、主として各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、主として各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金565百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金</p> <p>金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金</p> <p>証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金651百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金</p> <p>同左</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金</p> <p>同左</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金652百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金</p> <p>同左</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金</p> <p>同左</p>
	<p>(11) ポイント引当金</p> <p>「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(11) ポイント引当金</p> <p>同左</p>	<p>(11) ポイント引当金</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(13)リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(13)リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(13)リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は76,254百万円、繰延ヘッジ利益は85,008百万円であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は53,898百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は60,856百万円(同前)であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は63,179百万円、繰延ヘッジ利益は72,130百万円であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(八) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(八) 内部取引等 同左	(八) 内部取引等 同左
	<p>(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	(15) 消費税等の会計処理 同左	(15) 消費税等の会計処理 同左
5.(中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,027,263百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子会社に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(2) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していたソフトウェア等の取得による支出は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による支出」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式2,237百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計312,801百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は99,250百万円、再貸付に供している有価証券は1,654百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,298,768百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式2,675百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計347,534百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は70,055百万円、再貸付に供している有価証券は6,333百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,789,829百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式2,433百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「有価証券」中の外国証券に合計322,504百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は140,607百万円、再貸付に供している有価証券は255百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,526,705百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は41,533百万円、延滞債権額は455,950百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は28,926百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は41,293百万円、延滞債権額は291,022百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,290百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は26,077百万円、延滞債権額は342,354百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,903百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																								
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は211,137百万円でありま す。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 737,548百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は430,936百 万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="199 1400 502 1601"> <tr> <td>特定取引 資産</td> <td>237,666百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,011,350百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>3,231,963百万円</td> </tr> <tr> <td>動産不動 産</td> <td>1,657百万円</td> </tr> </table>	特定取引 資産	237,666百万円	有価証券	3,011,350百万円	貸出金	3,231,963百万円	動産不動 産	1,657百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は202,956百万円でありま す。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 545,562百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は412,853百 万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="630 1400 933 1601"> <tr> <td>特定取引 資産</td> <td>246,223百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,492,606百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,070,195百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資 産</td> <td>329百万円</td> </tr> </table>	特定取引 資産	246,223百万円	有価証券	2,492,606百万円	貸出金	4,070,195百万円	その他資 産	329百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は233,922百万円でありま す。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 614,257百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は435,185百 万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="1061 1400 1364 1601"> <tr> <td>特定取引 資産</td> <td>212,746百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,646,613百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>3,314,486百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資 産</td> <td>329百万円</td> </tr> </table>	特定取引 資産	212,746百万円	有価証券	5,646,613百万円	貸出金	3,314,486百万円	その他資 産	329百万円
特定取引 資産	237,666百万円																									
有価証券	3,011,350百万円																									
貸出金	3,231,963百万円																									
動産不動 産	1,657百万円																									
特定取引 資産	246,223百万円																									
有価証券	2,492,606百万円																									
貸出金	4,070,195百万円																									
その他資 産	329百万円																									
特定取引 資産	212,746百万円																									
有価証券	5,646,613百万円																									
貸出金	3,314,486百万円																									
その他資 産	329百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 496,444百万円</p> <p>コールマ</p> <p>ネー及び 1,451,400百万円</p> <p>売渡手形</p> <p>売現先勘 181,445百万円</p> <p>定</p> <p>債券貸借</p> <p>取引受入 1,433,035百万円</p> <p>担保金</p> <p>借入金 11,297百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」2,418百万円及び「有価証券」804,796百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は102,666百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は966百万円、その他の証拠金等は998百万円であります。</p>	<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 264,869百万円</p> <p>コールマ</p> <p>ネー及び 946,600百万円</p> <p>売渡手形</p> <p>売現先勘 250,383百万円</p> <p>定</p> <p>債券貸借</p> <p>取引受入 1,772,725百万円</p> <p>担保金</p> <p>借入金 607,180百万円</p> <p>その他負債 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」900百万円及び「有価証券」879,056百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は86,552百万円、先物取引差入証拠金は1,001百万円、その他の証拠金等は2,185百万円あります。</p>	<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 607,370百万円</p> <p>コールマ</p> <p>ネー及び 1,268,900百万円</p> <p>売渡手形</p> <p>売現先勘 492,468百万円</p> <p>定</p> <p>債券貸借</p> <p>取引受入 2,648,959百万円</p> <p>担保金</p> <p>借入金 21,941百万円</p> <p>その他負債 90百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」2,409百万円及び「有価証券」883,153百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は102,540百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は941百万円、その他の証拠金等は2,761百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,886,687百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,576,935百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は215,939百万円、繰延ヘッジ利益の総額は149,096百万円であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,350,055百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,757,442百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,324,770百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,852,693百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は294,014百万円、繰延ヘッジ利益の総額は130,903百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>11. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は537,771百万円であります。</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金479,907百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額は557,245百万円であります。</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額は40,029百万円であります。</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金449,417百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 162,749百万円</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は572,671百万円であります。</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額は41,050百万円であります。</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金487,102百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当連結会計年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益12,589百万円、土地建物賃貸料2,060百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、当行の債券ポートフォリオの見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円、貸出金償却30,884百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金純取崩額9,826百万円、動産不動産処分益6,045百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、減損損失9,848百万円及び動産不動産処分損5,633百万円であります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益15,085百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却8,851百万円、株式等償却5,604百万円、店舗統廃合関係費用等4,245百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、固定資産処分益10,719百万円、貸倒引当金純取崩額10,689百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損12,599百万円、減損損失2,338百万円であります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益27,232百万円、長期不活動預金の収益計上額8,479百万円及び土地建物賃貸料3,897百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却53,321百万円、株式等償却7,358百万円、株式等売却損870百万円及び当行の債券ポートフォリオの見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円、ソフトウェア除却額16,759百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、動産不動産処分益19,489百万円、貸倒引当金純取崩額19,326百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、前連結会計年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額22,417百万円、動産不動産処分損16,450百万円を含んでおります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																				
<p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 48物件 処分予定資産</td> <td>土地建物 動産</td> <td>5,505 517</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>廃止予定店舗 6ヶ店 遊休資産 34物件</td> <td>土地建物</td> <td>3,825</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 48物件 処分予定資産	土地建物 動産	5,505 517	その他	廃止予定店舗 6ヶ店 遊休資産 34物件	土地建物	3,825	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 21物件 廃止予定店舗 1ヶ店</td> <td>土地建物 等</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 37物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>1,802</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定店舗 1ヶ店	土地建物 等	536	その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 64物件 処分予定資産</td> <td>土地建物 等 動産等</td> <td>7,160 565</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>6,785</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 64物件 処分予定資産	土地建物 等 動産等	7,160 565	その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等	6,785
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 48物件 処分予定資産	土地建物 動産	5,505 517																																			
その他	廃止予定店舗 6ヶ店 遊休資産 34物件	土地建物	3,825																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定店舗 1ヶ店	土地建物 等	536																																			
その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 64物件 処分予定資産	土地建物 等 動産等	7,160 565																																			
その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等	6,785																																			
<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、当行並びに一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当中間連結会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当中間連結会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、当行並びに一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当連結会計年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																																				

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,833	93	-	3,927	注2
第二回第二種優先株式	43	-	43	-	注1
第三回第二種優先株式	5	-	-	5	
第四回第四種優先株式	64	-	-	64	
第五回第五種優先株式	85	-	-	85	
第六回第六種優先株式	71	-	-	71	
第七回第七種優先株式	71	-	-	71	
第八回第八種優先株式	18	-	-	18	
第九回第九種優先株式	18	-	-	18	
第十回第十三種優先株式	1,800	-	-	1,800	
合計	6,011	93	43	6,061	
自己株式					
第二回第二種優先株式	-	43	43	-	注1
合計	-	43	43	-	

注1. 自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

注2. 自己株式(優先株式)の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	92,961	24,250	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第二回第二種優先株式	352	8,200	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第三回第二種優先株式	79	14,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第四回第四種優先株式	3,070	47,600	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第五回第五種優先株式	3,591	42,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第六回第六種優先株式	783	11,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第七回第七種優先株式	570	8,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第八回第八種優先株式	318	17,500	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第九回第九種優先株式	97	5,380	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第十回第十三種優先株式	28,800	16,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																								
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(金額単位 百万円)</p> <p>平成17年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,711,592</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">261,071</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">543,536</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,906,985</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,711,592	定期預け金	261,071	その他	543,536	現金及び現金同等物	2,906,985	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(金額単位 百万円)</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,432,558</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">250,041</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">578,871</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,603,646</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,432,558	定期預け金	250,041	その他	578,871	現金及び現金同等物	1,603,646	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(金額単位 百万円)</p> <p>平成18年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,242,617</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">503,071</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">512,432</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,227,114</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,242,617	定期預け金	503,071	その他	512,432	現金及び現金同等物	2,227,114
現金預け金勘定	3,711,592																									
定期預け金	261,071																									
その他	543,536																									
現金及び現金同等物	2,906,985																									
現金預け金勘定	2,432,558																									
定期預け金	250,041																									
その他	578,871																									
現金及び現金同等物	1,603,646																									
現金預け金勘定	3,242,617																									
定期預け金	503,071																									
その他	512,432																									
現金及び現金同等物	2,227,114																									

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>22,873百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>499百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>23,372百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>10,660百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>309百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>10,969百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>12,212百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>189百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>12,402百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>3,772百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>13,565百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>17,337百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>2,128百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>2,828百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>260百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	22,873百万円	その他	499百万円	合計	23,372百万円	減価償却累計額相当額		動産	10,660百万円	その他	309百万円	合計	10,969百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	12,212百万円	その他	189百万円	合計	12,402百万円	1年内	3,772百万円	1年超	13,565百万円	合計	17,337百万円	支払リース料	2,128百万円	減価償却費相当額	2,828百万円	支払利息相当額	260百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>28,737百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>581百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>29,318百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>17,197百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>409百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>17,606百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>11,539百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>172百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>11,711百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>5,092百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>12,927百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>18,020百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>2,686百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>2,608百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>256百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	28,737百万円	その他	581百万円	合計	29,318百万円	減価償却累計額相当額		動産	17,197百万円	その他	409百万円	合計	17,606百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	11,539百万円	その他	172百万円	合計	11,711百万円	1年内	5,092百万円	1年超	12,927百万円	合計	18,020百万円	支払リース料	2,686百万円	減価償却費相当額	2,608百万円	支払利息相当額	256百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>27,010百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>609百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>27,619百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>15,112百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>431百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>15,543百万円</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>11,897百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>177百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>12,075百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>4,709百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>13,494百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>18,204百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>4,587百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>6,025百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>522百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	27,010百万円	その他	609百万円	合計	27,619百万円	減価償却累計額相当額		動産	15,112百万円	その他	431百万円	合計	15,543百万円	年度末残高相当額		動産	11,897百万円	その他	177百万円	合計	12,075百万円	1年内	4,709百万円	1年超	13,494百万円	合計	18,204百万円	支払リース料	4,587百万円	減価償却費相当額	6,025百万円	支払利息相当額	522百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	22,873百万円																																																																																																													
その他	499百万円																																																																																																													
合計	23,372百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	10,660百万円																																																																																																													
その他	309百万円																																																																																																													
合計	10,969百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	12,212百万円																																																																																																													
その他	189百万円																																																																																																													
合計	12,402百万円																																																																																																													
1年内	3,772百万円																																																																																																													
1年超	13,565百万円																																																																																																													
合計	17,337百万円																																																																																																													
支払リース料	2,128百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,828百万円																																																																																																													
支払利息相当額	260百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	28,737百万円																																																																																																													
その他	581百万円																																																																																																													
合計	29,318百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	17,197百万円																																																																																																													
その他	409百万円																																																																																																													
合計	17,606百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	11,539百万円																																																																																																													
その他	172百万円																																																																																																													
合計	11,711百万円																																																																																																													
1年内	5,092百万円																																																																																																													
1年超	12,927百万円																																																																																																													
合計	18,020百万円																																																																																																													
支払リース料	2,686百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,608百万円																																																																																																													
支払利息相当額	256百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	27,010百万円																																																																																																													
その他	609百万円																																																																																																													
合計	27,619百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	15,112百万円																																																																																																													
その他	431百万円																																																																																																													
合計	15,543百万円																																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																																														
動産	11,897百万円																																																																																																													
その他	177百万円																																																																																																													
合計	12,075百万円																																																																																																													
1年内	4,709百万円																																																																																																													
1年超	13,494百万円																																																																																																													
合計	18,204百万円																																																																																																													
支払リース料	4,587百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	6,025百万円																																																																																																													
支払利息相当額	522百万円																																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内 18,762百万円 1年超 89,683百万円 合計 108,446百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内 19,001百万円 1年超 66,243百万円 合計 85,244百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内 19,248百万円 1年超 83,097百万円 合計 102,345百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,167,938	1,170,998	3,059	3,425	366
地方債	52,170	52,417	246	246	-
その他	304,902	298,280	6,622	-	6,622
合計	1,525,011	1,521,695	3,316	3,671	6,988

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	696,695	952,427	255,731	277,761	22,029
債券	14,940,763	14,866,748	74,015	1,440	75,455
国債	14,825,256	14,752,474	72,781	1,253	74,035
地方債	63,851	63,283	567	176	744
社債	51,656	50,989	666	9	676
その他	625,340	620,894	4,445	11,930	16,376
合計	16,262,799	16,440,070	177,270	291,132	113,861

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は17,972百万円(収益)であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は725百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	261,135
非上場外国証券	194,268
非公募債券等	2,183,724

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	968,557	967,176	1,381
地方債	50,705	50,580	124
その他	317,773	309,903	7,869
合計	1,337,035	1,327,659	9,375

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	777,275	1,208,933	431,658
債券	12,564,179	12,493,535	70,644
国債	12,244,932	12,176,457	68,475
地方債	61,987	61,029	957
社債	257,259	256,048	1,211
その他	382,439	393,256	10,816
合計	13,723,894	14,095,724	371,830

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,034百万円（収益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は825百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,805,824
非上場外国証券	313,504
非上場株式	289,123
貸付債権信託受益権等	1,800,324

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	503,676	4,270

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	1,168,205	1,163,791	4,414	96	4,510
地方債	51,435	51,081	354	-	354
その他	316,508	305,605	10,902	-	10,902
合計	1,536,148	1,520,477	15,671	96	15,767

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	775,945	1,271,650	495,705	508,303	12,598
債券	14,737,320	14,608,115	129,205	441	129,647
国債	14,374,252	14,249,265	124,986	273	125,260
地方債	92,733	90,665	2,067	70	2,138
社債	270,334	268,183	2,151	97	2,248
その他	655,346	681,746	26,400	27,497	1,097
合計	16,168,613	16,561,512	392,899	536,243	143,343

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は11,549百万円（損失）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は2,470百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	8,419,991	37,162	61,564

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	292,329
非上場外国証券	234,073
非公募債券等	3,039,759

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	9,084,436	5,804,806	2,004,567	670,646
国債	8,884,542	4,238,853	1,664,349	629,726
地方債	1,731	84,212	61,778	-
社債	198,161	1,481,740	278,439	40,920
その他	51,459	1,207,956	218,681	798,603
合計	9,135,895	7,012,762	2,223,248	1,469,250

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	241	241	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	663	663	-

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	22,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	584	584	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	159,365
その他有価証券	159,365
(+)繰延税金資産	-
(-)繰延税金負債	64,708
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	94,656
(-)少数株主持分相当額	2,424
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	92,232

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額17,972百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	370,825
その他有価証券	370,825
(+)繰延税金資産	-
(-)繰延税金負債	150,383
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	220,441
(-)少数株主持分相当額	25,711
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	194,735

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額1,034百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	405,017
その他有価証券	405,017
(+)繰延税金資産	-
(-)繰延税金負債	164,274
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	240,742
(-)少数株主持分相当額	29,681
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	211,075

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額11,549百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	335,938	105	105
店頭	金利スワップ	82,541,631	36,476	36,476
	金利オプション	1,098,709	218	218
	合計			36,589

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	7,604,523	2,904	5,154
	為替予約	5,650,869	30,337	30,337
	通貨オプション	10,875,898	20,369	86,403
	合計			121,895

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	176	0	0
	株式指数先物オプション	1,643	5	0
	合計			0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	112,387	30	30
店頭	債券店頭オプション	8,982	0	0
	合計			30

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5)商品関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	320,782	7,571	7,571
	合計			7,571

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	2,100	-	-
	合計			-

(注) 上記取引については時価算定が困難なため、時価評価を行っておりません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	290	12	12
	合計			12

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	688,760	154	154
	金利先物オプション	36,311	-	4
店頭	金利スワップ	94,931,449	18,196	18,196
	金利オプション	950,526	695	695
	合計			19,050

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	6,326,077	9,355	15,539
	為替予約	8,184,548	110,164	110,164
	通貨オプション	25,725,367	107,157	26,739
	合計			121,363

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	959	2	2
	株式指数先物オプション	9,317	0	0
	合計			1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	187,069	79	79
	債券先物オプション	14,974	1	1
	合計			80

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	170	2	2
店頭	商品オプション	507,726	10,205	10,205
	合計			10,202

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	31	0	0
	合計			0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は降雨量に係るものであります。

[次へ](#)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
 (自 平成17年 4月 1日
 至 平成18年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先物オプション
- B. 通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株価指数先物
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- E. その他：コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
 お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」
 定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
 適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、クレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国内基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は1,582,473百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。トレーディング業務にかかるV A R（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b)対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：5億円
- ・ 平均値：1億円

対象期間は平成17年4月1日～平成18年3月31日

（注）V A R（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデル）によって異なります。

前連結会計年度
(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)
金利スワップ	783,141
通貨スワップ	374,948
先物外国為替取引	510,105
金利オプション(買)	4,607
通貨オプション(買)	520,931
その他の金融派生商品	151,730
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	762,992
合計	1,582,473

上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引 (平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	252,799	-	15	15
	買 建	79,178	13,963	42	42
	金利先物オプション				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	34,706	-	-	8
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	45,447,512	33,595,404	257,024	257,024
	受取変動・支払固定	44,566,788	33,160,471	267,061	267,061
	受取変動・支払変動	4,015,703	3,103,213	2,138	2,138
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	655,537	445,795	1,911	1,911
買 建	327,657	163,930	1,432	1,432	
	合計				11,661

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	6,999,759	5,168,495	9,293	12,682
	売 建	2,254,053	1,439,995	199,448	199,448
	買 建	5,408,042	3,622,489	248,409	248,409
	通貨オプション				
	売 建	5,528,562	4,229,059	323,849	29,575
	買 建	5,668,633	4,446,391	258,115	14,110
	合計				79,964

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株価指数先物				
	売 建	207	-	0	0
	買 建	137	-	0	0
	合計				0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	70,614	-	111	111
	買 建	103,700	-	7	7
	債券先物オプション				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	622	-	3	1
	合計				117

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	86	86	3	3
店頭	商品オプション				
	売 建	188,625	184,659	93,317	93,317
	買 建	190,702	186,736	101,631	101,631
	合 計				8,317

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売 建	2,100	2,100	-	-
	買 建	-	-	-	-
	合 計				-

(注) 上記取引については時価算定が困難なため、時価評価を行っておりません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	70	-	4	4
	買 建	70	-	4	4
	合 計				-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	569,048	51,506	7,154	627,708	-	627,708
(2)セグメント間の内部経常収益	4,280	7	794	5,082	(5,082)	-
計	573,328	51,514	7,948	632,791	(5,082)	627,708
経常費用	476,181	24,510	5,153	505,845	(5,008)	500,837
経常利益	97,146	27,003	2,795	126,945	(74)	126,871

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...ファクタリング業等

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	597,906	49,154	33,956	681,018	-	681,018
(2)セグメント間の内部経常収益	2,071	46	2,299	4,417	(4,417)	-
計	599,978	49,201	36,256	685,435	(4,417)	681,018
経常費用	396,189	23,959	27,962	448,111	(4,187)	443,923
経常利益	203,788	25,241	8,293	237,324	(229)	237,094

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,167,456	125,308	41,207	1,333,972	-	1,333,972
(2)セグメント間の内部経常収益	3,407	81	1,631	5,119	(5,119)	-
計	1,170,863	125,390	42,838	1,339,092	(5,119)	1,333,972
経常費用	962,532	45,619	29,950	1,038,102	(4,699)	1,033,402
経常利益	208,330	79,771	12,888	300,989	(419)	300,569

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	194,755.01	243,911.38	236,067.31
1株当たり中間(当期) 純利益	円	24,771.63	37,199.12	35,508.91
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益	円	19,943.89	32,138.09	29,489.80

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は17,176円73銭減少しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		2,347,374	
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		1,389,436	
(うち優先株式払込金額)		1,001,866	
(うち少数株主持分)		387,570	
普通株式に係る中間期末の純資産額(百万円)		957,937	
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)		3,927	

3. 1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益	百万円	94,023	143,766	173,141
普通株主に帰属しない金額	百万円			37,693
うち利益処分による役員賞与金	百万円			29
うち利益処分による優先配当額	百万円			37,663
普通株式に係る中間（当期）純利益	百万円	94,023	143,766	135,448
普通株式の（中間）期中平均株式数	千株	3,795	3,864	3,814
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益調整額	百万円			2,202
うち希薄化効果を有する優先株式の優先配当額	百万円			2,202
普通株式増加数	千株	918	608	853
うち優先株式	千株	918	608	853
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要				

(2) 【その他】

当行は、平成18年11月27日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成18年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

証券の種類 円建配当金非累積型永久優先出資証券（当行普通株式への交換権は付与されない。）

発行総額 1,200億円

配当 平成28年6月まで固定配当

平成28年6月以降は変動配当（ステップ・アップなし）

払込予定日 平成19年1月12日

本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約付貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		3,663,107	5.36	2,387,123	3.48	3,183,778	4.55
コールローン		2,420,000	3.54	2,030,000	2.96	2,130,000	3.04
債券貸借取引支払保証金		1,790,912	2.62	2,483,516	3.62	2,070,550	2.96
買入手形		-	-	-	-	176,500	0.25
買入金銭債権		670,322	0.98	1,963,067	2.86	1,553,257	2.22
特定取引資産	8	1,099,201	1.61	1,312,629	1.91	609,371	0.87
金銭の信託		241	0.00	663	0.00	584	0.00
有価証券	1,2, 8	20,635,650	30.19	17,980,397	26.18	20,504,122	29.29
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	33,646,946	49.23	34,179,684	49.77	34,188,553	48.84
外国為替	7	123,564	0.18	131,474	0.19	128,504	0.18
その他資産	8,10	1,726,764	2.53	2,716,470	3.95	1,925,150	2.75
動産不動産	8,11, 12,15	747,282	1.09	-	-	718,859	1.03
有形固定資産	11, 12,15	-	-	607,024	0.88	-	-
無形固定資産		-	-	110,318	0.16	-	-
債券繰延資産		268	0.00	57	0.00	267	0.00
繰延税金資産		512,043	0.75	334,297	0.49	369,956	0.53
支払承諾見返	16	1,710,881	2.50	2,823,996	4.11	2,834,710	4.05
貸倒引当金		315,830	0.46	299,087	0.44	306,951	0.44
投資損失引当金		83,737	0.12	83,501	0.12	83,487	0.12
資産の部合計		68,347,619	100.00	68,678,133	100.0	70,003,728	100.00
(負債の部)							
預金	8	51,509,453	75.36	50,834,799	74.02	52,368,367	74.81
譲渡性預金		3,083,790	4.51	1,831,330	2.67	2,188,480	3.13
債券		2,211,137	3.23	1,817,230	2.65	2,016,614	2.88
コールマネー	8	1,569,600	2.30	1,632,300	2.38	1,219,900	1.74
売現先勘定	8	176,445	0.26	228,449	0.33	464,968	0.66
債券貸借取引受入担保金	8	1,228,335	1.80	1,551,927	2.26	2,480,278	3.54
売渡手形	8	637,000	0.93	-	-	443,900	0.63
特定取引負債		409,662	0.60	276,430	0.40	311,363	0.45
借入金	8,13	1,247,488	1.83	1,714,608	2.50	1,260,744	1.80
外国為替		19,316	0.03	15,598	0.02	19,949	0.03
社債	14	241,100	0.35	415,500	0.60	311,600	0.45
その他負債		2,308,362	3.38	3,506,902	5.10	1,962,745	2.81
賞与引当金		6,845	0.01	7,111	0.01	6,914	0.01
ポイント引当金		255	0.00	1,250	0.00	629	0.00
再評価に係る繰延税金負債	15	100,713	0.15	86,707	0.13	93,304	0.13
支払承諾	16	1,710,881	2.50	2,823,996	4.11	2,834,710	4.05
負債の部合計		66,460,387	97.24	66,744,143	97.18	67,984,470	97.12

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		650,000	0.95	-	-	650,000	0.93
資本剰余金		762,345	1.11	-	-	762,345	1.09
資本準備金		762,345		-	-	762,345	
利益剰余金		236,917	0.35	-	-	268,529	0.38
中間(当期)未処分利益		236,917		-	-	268,529	
土地再評価差額金	15	147,348	0.22	-	-	132,028	0.19
その他有価証券評価差額金		90,620	0.13	-	-	206,353	0.29
資本の部合計		1,887,232	2.76	-	-	2,019,257	2.88
負債及び資本の部合計		68,347,619	100.00	-	-	70,003,728	100.00
(純資産の部)							
資本金		-	-	650,000	0.95	-	-
資本剰余金		-	-	762,345	1.11	-	-
資本準備金		-	-	762,345		-	-
利益剰余金		-	-	272,862	0.40	-	-
その他利益剰余金		-	-	272,862		-	-
繰越利益剰余金		-	-	272,862		-	-
株主資本合計		-	-	1,685,208	2.46	-	-
その他有価証券評価差額金		-	-	193,755	0.28	-	-
繰延ヘッジ損益		-	-	67,460	0.10	-	-
土地再評価差額金	15	-	-	122,486	0.18	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	248,781	0.36	-	-
純資産の部合計		-	-	1,933,990	2.82	-	-
負債及び純資産の部合計		-	-	68,678,133	100.00	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		566,352	100.00	601,235	100.00	1,168,793	100.00
資金運用収益		319,550		349,454		652,155	
(うち貸出金利息)		(253,186)		(256,851)		(499,195)	
(うち有価証券利息配当 金)		(39,570)		(62,694)		(95,170)	
役務取引等収益		129,355		126,373		267,778	
特定取引収益		2,601		18,858		5,441	
その他業務収益		95,221		84,097		200,194	
その他経常収益	2	19,624		22,451		43,223	
経常費用		472,813	83.48	391,577	65.13	957,638	81.93
資金調達費用		40,144		55,275		84,638	
(うち預金利息)		(13,615)		(28,525)		(29,947)	
(うち債券利息)		(2,032)		(1,098)		(3,354)	
役務取引等費用		29,359		26,409		51,686	
特定取引費用		4,874		848		6,669	
その他業務費用		10,368		19,193		101,831	
営業経費	1	277,205		265,881		553,232	
その他経常費用	3	110,860		23,967		159,580	
経常利益		93,539	16.52	209,658	34.87	211,154	18.07
特別利益	4	22,407	3.95	14,587	2.43	57,049	4.88
特別損失	5,6	15,458	2.73	14,788	2.46	53,011	4.54
税引前中間(当期)純利益		100,488	17.74	209,457	34.84	215,193	18.41
法人税、住民税及び事業税		280	0.05	260	0.04	519	0.04
法人税等調整額		23,937	4.22	83,781	13.94	77,614	6.64
中間(当期)純利益		76,270	13.47	125,415	20.86	137,060	11.73
前期繰越利益		222,766		-		222,766	
土地再評価差額金取崩額		7,879		-		21,301	
自己株式消却額		69,998		-		69,998	
抱合株式消却損		-		-		42,599	
中間(当期)未処分利益		236,917		-		268,529	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	650,000	762,345	268,529	-	1,680,875
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	130,625	-	130,625
中間純利益	-	-	125,415	-	125,415
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	9,542	-	9,542
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	-	-	4,333	-	4,333
平成18年9月30日残高 （百万円）	650,000	762,345	272,862	-	1,685,208

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 （百万円）	206,353	-	132,028	338,382	2,019,257
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	130,625
中間純利益	-	-	-	-	125,415
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	9,542
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	12,598	67,460	9,542	89,600	89,600
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	12,598	67,460	9,542	89,600	85,267
平成18年9月30日残高 （百万円）	193,755	67,460	122,486	248,781	1,933,990

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 特定取引 資産・負債 の評価基準 及び収益・ 費用の計上 基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
2. 有価証券の 評価基準 及び評価方 法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）と同じ方法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の 評価基準 及び評価方 法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
4. 固定資産 の減価償却 の方法	<p>(1) 動産不動産</p> <p>動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p>	<p>(1) 動産不動産</p> <p>動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 (会計方針の変更) 割引債券の債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりますが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>債券発行費用 (会計方針の変更)</p> <p>債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)が公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>	<p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
6. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>破綻懸念先及び注記事項 (中間貸借対照表関係) 5 . の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は207,809百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は240,953百万円であります。</p>	<p>破綻懸念先及び注記事項 (貸借対照表関係) 5 .の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は263,579百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10～12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。
	(5) ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(5) ポイント引当金 同左	(5) ポイント引当金 同左
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は76,254百万円、繰延ヘッジ利益は85,008百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び外貨建 其他有価証券(債券以外)の 為替変動リスクをヘッジするた め、事前にヘッジ対象となる外 貨建有価証券の銘柄を特定し、 当該外貨建有価証券について外 貨ベースで取得原価以上の直先 負債が存在していること等を条 件に包括ヘッジとして繰延ヘッ ジ及び時価ヘッジを適用してお ります。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定 取引勘定とそれ以外の勘定との 間の内部取引については、ヘッ ジ手段として指定している金利 スワップ取引等に対して、業種 別監査委員会報告第24号に基 づき、恣意性を排除し厳格なヘッ ジ運営が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠した運 営を行っているため、当該金利 スワップ取引等から生じる収益 及び費用は消去せずに損益認識 又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債につ いては、個別ヘッジに基づく繰 延ヘッジを行っております。</p>	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は53,898百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は60,856百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>	<p>用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は63,179百万円、繰延ヘッジ利益は72,130百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,001,450百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 678,949百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券304,902百万円であります。</p> <p>現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,088,115百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は29,501百万円、延滞債権額は332,272百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 258,786 百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券341,642百万円であります。</p> <p>現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は13,397百万円、再貸付けに供している有価証券は5,955百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,464,447百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は38,947百万円、延滞債権額は274,928百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 子会社の株式及び出資額総額 256,940百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券316,508百万円であります。</p> <p>現先取引、現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は44,092百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,274,320百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,295百万円、延滞債権額は322,521百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は28,926百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は198,163百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は588,863百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、430,936百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は10,290百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,956百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は527,122百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、412,853百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は11,903百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は233,922百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は591,642百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、435,185百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																																																																																						
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>24,998百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,015,101百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,231,963百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>496,444百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td>814,400百万円</td></tr> <tr><td>ネー</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td>176,445百万円</td></tr> <tr><td>定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>1,228,335百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>637,000百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>788百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」803,256百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は94,239百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は638百万円、その他の証拠金等は498百万円であります。</p>	特定取引	24,998百万円	資産		有価証券	3,015,101百万円	貸出金	3,231,963百万円	預金	496,444百万円	コールマ	814,400百万円	ネー		売現先勘	176,445百万円	定		債券貸借		取引受入	1,228,335百万円	担保金		売渡手形	637,000百万円	借入金	788百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>2,491,042百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,070,195百万円</td></tr> <tr><td>その他資</td><td>329百万円</td></tr> <tr><td>産</td><td></td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>264,869百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td>946,600百万円</td></tr> <tr><td>ネー</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td>228,449百万円</td></tr> <tr><td>定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>1,551,927百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>607,180百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」874,148百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は75,618百万円、先物取引差入証拠金は522百万円、その他の証拠金等は498百万円であります。</p>	有価証券	2,491,042百万円	貸出金	4,070,195百万円	その他資	329百万円	産		預金	264,869百万円	コールマ	946,600百万円	ネー		売現先勘	228,449百万円	定		債券貸借		取引受入	1,551,927百万円	担保金		借入金	607,180百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>4,999百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>5,676,972百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,314,486百万円</td></tr> <tr><td>その他資</td><td>329百万円</td></tr> <tr><td>産</td><td></td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>607,370百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td>825,000百万円</td></tr> <tr><td>ネー</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td>464,968百万円</td></tr> <tr><td>定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>2,480,278百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>443,900百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>669百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」880,919百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちその他の証拠金等は498百万円あります。</p>	特定取引	4,999百万円	資産		有価証券	5,676,972百万円	貸出金	3,314,486百万円	その他資	329百万円	産		預金	607,370百万円	コールマ	825,000百万円	ネー		売現先勘	464,968百万円	定		債券貸借		取引受入	2,480,278百万円	担保金		売渡手形	443,900百万円	借入金	669百万円
特定取引	24,998百万円																																																																																							
資産																																																																																								
有価証券	3,015,101百万円																																																																																							
貸出金	3,231,963百万円																																																																																							
預金	496,444百万円																																																																																							
コールマ	814,400百万円																																																																																							
ネー																																																																																								
売現先勘	176,445百万円																																																																																							
定																																																																																								
債券貸借																																																																																								
取引受入	1,228,335百万円																																																																																							
担保金																																																																																								
売渡手形	637,000百万円																																																																																							
借入金	788百万円																																																																																							
有価証券	2,491,042百万円																																																																																							
貸出金	4,070,195百万円																																																																																							
その他資	329百万円																																																																																							
産																																																																																								
預金	264,869百万円																																																																																							
コールマ	946,600百万円																																																																																							
ネー																																																																																								
売現先勘	228,449百万円																																																																																							
定																																																																																								
債券貸借																																																																																								
取引受入	1,551,927百万円																																																																																							
担保金																																																																																								
借入金	607,180百万円																																																																																							
特定取引	4,999百万円																																																																																							
資産																																																																																								
有価証券	5,676,972百万円																																																																																							
貸出金	3,314,486百万円																																																																																							
その他資	329百万円																																																																																							
産																																																																																								
預金	607,370百万円																																																																																							
コールマ	825,000百万円																																																																																							
ネー																																																																																								
売現先勘	464,968百万円																																																																																							
定																																																																																								
債券貸借																																																																																								
取引受入	2,480,278百万円																																																																																							
担保金																																																																																								
売渡手形	443,900百万円																																																																																							
借入金	669百万円																																																																																							

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,044,734百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,735,355百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は215,935百万円、繰延ヘッジ利益の総額は149,096百万円であります。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 525,252百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 84,344百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,545,669百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,949,978百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 537,675百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 40,029百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,509,791百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,038,840百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は294,014百万円、繰延ヘッジ利益の総額は130,904百万円であります。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 560,020百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 41,050百万円</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,237,110百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,095,253百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>	<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,249,108百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 162,749百万円</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当事業年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)												
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>17,596百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13,331百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益11,370百万円、土地建物賃貸料2,486百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、債券ポートフォリオの見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円、貸出金償却30,855百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金純取崩額11,298百万円、動産不動産処分益6,045百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失は、減損損失9,846百万円、動産不動産処分損5,612百万円であります。</p>	建物・動産	17,596百万円	その他	13,331百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>15,457百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15,195百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益6,640百万円、子会社清算益5,912百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却8,759百万円、店舗統廃合関係費用等4,245百万円、株式等売却3,030百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、固定資産処分益10,717百万円、貸倒引当金純取崩額3,806百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失は、固定資産処分損12,449百万円、減損損失2,338百万円であります。</p>	建物・動産	15,457百万円	その他	15,195百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>35,995百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>27,235百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益23,703百万円、長期不活動預金の収益計上額8,479百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却53,125百万円、債券ポートフォリオ見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円、ソフトウェア除却額16,759百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金純取崩額32,407百万円、動産不動産処分益19,169百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、前事業年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額22,417百万円、動産不動産処分損16,130百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	35,995百万円	その他	27,235百万円
建物・動産	17,596百万円													
その他	13,331百万円													
建物・動産	15,457百万円													
その他	15,195百万円													
建物・動産	35,995百万円													
その他	27,235百万円													

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>																																				
<p>6. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>6. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>6. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 47物件 処分予定資産</td> <td>土地建物 動産</td> <td>5,503 517</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>廃止予定店舗 6ヶ店 遊休資産 34物件</td> <td>土地建物</td> <td>3,825</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 47物件 処分予定資産	土地建物 動産	5,503 517	その他	廃止予定店舗 6ヶ店 遊休資産 34物件	土地建物	3,825	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 21物件 廃止予定店舗 1ヶ店</td> <td>土地建物 等</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 37物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>1,802</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定店舗 1ヶ店	土地建物 等	536	その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 63物件 処分予定資産</td> <td>土地建物 等 動産</td> <td>7,159 517</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件</td> <td>土地建物 等 動産</td> <td>6,785 -</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 63物件 処分予定資産	土地建物 等 動産	7,159 517	その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 47物件 処分予定資産	土地建物 動産	5,503 517																																			
その他	廃止予定店舗 6ヶ店 遊休資産 34物件	土地建物	3,825																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定店舗 1ヶ店	土地建物 等	536																																			
その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 63物件 処分予定資産	土地建物 等 動産	7,159 517																																			
その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -																																			
<p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当中間期末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当中間会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																																				

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)	摘要
自己株式					
第二回第二種優先株式		43	43		注
合計		43	43		

注.自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,161百万円 その他 6百万円 合計 22,167百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 10,082百万円 その他 1百万円 合計 10,083百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,078百万円 その他 5百万円 合計 12,083百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,586百万円 1年超 13,303百万円 合計 16,890百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,000百万円 減価償却費相当額 2,735百万円 支払利息相当額 252百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 18,761百万円 1年超 89,683百万円 合計 108,444百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 24,290百万円 その他 6百万円 合計 24,296百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 14,912百万円 その他 3百万円 合計 14,915百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,378百万円 その他 3百万円 合計 9,381百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,018百万円 1年超 11,344百万円 合計 15,363百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,114百万円 減価償却費相当額 2,080百万円 支払利息相当額 221百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 18,995百万円 1年超 66,240百万円 合計 85,236百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,577百万円 その他 6百万円 合計 22,583百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,835百万円 その他 2百万円 合計 12,837百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,741百万円 その他 4百万円 合計 9,745百万円 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,702百万円 1年超 11,835百万円 合計 15,538百万円 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 4,020百万円 減価償却費相当額 5,511百万円 支払利息相当額 483百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,237百万円 1年超 83,085百万円 合計 102,323百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	67,098	123,590	56,492
合計	67,098	123,590	56,492

(注) 時価は、当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいております。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	67,098	144,838	77,740
合計	67,098	144,838	77,740

(注) 時価は、当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度末 (平成18年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	67,098	196,102	129,003
合計	67,098	196,102	129,003

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																				
<p> 当行と株式会社みずほプロジェクトは、平成17年7月20日に締結した「合併契約書」に基づき、平成17年10月1日をもって合併し、当行は、株式会社みずほプロジェクトの資産、負債、その他権利義務の一切を承継しました。 合併に関する事項の概要は、次のとおりであります。 (1)当行はこの合併により、利益剰余金42,599百万円を減少させました。 (2)株式会社みずほプロジェクトより承継した資産・負債の内訳は、以下のとおりであります。 (金額単位 百万円) </p> <table border="1" data-bbox="98 801 521 1133"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部)</td> <td></td> <td>(負債の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>382,208</td> <td>流動負債</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>251,770</td> <td>未払費用</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金</td> <td>207,774</td> <td>未払法人税等</td> <td>449</td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td>0</td> <td>前受収益</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>12</td> <td>その他</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>77,353</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負債の部合計</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td>383,208</td> <td>差引正味財産</td> <td>382,068</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してあります。</p>	科目	金額	科目	金額	(資産の部)		(負債の部)		流動資産	382,208	流動負債	1,140	現金及び預金	251,770	未払費用	31	営業貸付金	207,774	未払法人税等	449	前払費用	0	前受収益	578	未収収益	12	その他	80	その他	4			貸倒引当金	77,353			固定資産	1,000			投資有価証券	1,000					負債の部合計	1,140	資産の部合計	383,208	差引正味財産	382,068		
科目	金額	科目	金額																																																			
(資産の部)		(負債の部)																																																				
流動資産	382,208	流動負債	1,140																																																			
現金及び預金	251,770	未払費用	31																																																			
営業貸付金	207,774	未払法人税等	449																																																			
前払費用	0	前受収益	578																																																			
未収収益	12	その他	80																																																			
その他	4																																																					
貸倒引当金	77,353																																																					
固定資産	1,000																																																					
投資有価証券	1,000																																																					
		負債の部合計	1,140																																																			
資産の部合計	383,208	差引正味財産	382,068																																																			

(2) 【その他】

当行は、平成18年11月27日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成18年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

証券の種類 円建配当金非累積型永久優先出資証券（当行普通株式への交換権は付与されない。）

発行総額 1,200億円

配当 平成28年6月まで固定配当

平成28年6月以降は変動配当（ステップ・アップなし）

払込予定日 平成19年1月12日

本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約付貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第4期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出。
- (2) 訂正発行登録書
平成18年6月29日関東財務局長に提出。
- (3) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成18年10月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は株式会社みずほプロジェクトと平成17年10月1日をもって合併し、資産、負債、その他権利義務の一切を承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。